

不当解雇撤回再申し入れ団交 交渉決裂！

本日10月29日、『闘争申第7号』に基づく団体交渉が開催され、本部は「組合員加藤誠二に対する懲戒解雇を撤回し、組合員加藤誠二を職場復帰させよ」「解雇は、会社と愛知県警による事件のデッチ上げによるものであり、絶対に認められない」と強く迫った。しかし、不当にも会社は、「団交事項ではない」「個別のことを本社・本部でやる必要はない」と、実質上の議論を拒否し、団交は決裂した。

**全組合員は、態勢を打ち固め、
職場闘争を強化しよう！**

**加藤誠二さんの不当解雇撤回の
ためにストライキで闘おう！**